

「投資信託及び投資法人に関する法律」等の改正に係る
規則等の整備に関する意見募集の結果について

平成 26 年 11 月 20 日
一般社団法人 投資信託協会

(ご意見等の状況) 法人 2 社、4 件

No	ご意見等	当協会の考え方
【投資信託等の運用に関する規則に関する細則】		
第 3 条 (2)		
1	当該規定は、上場等している外国投資信託証券には適用されないという理解のため、新しく追加されるカとヨについても上場等されているものについては適用されないという理解でいいか。上場等しているものは適用されない場合、国内公募 FOFs に 10%以上投資されている外国投資信託証券についての信用リスクのルックスルーは依然として必要なかもあわせて確認させていただきたい。	→貴見のとおりと考えます。 →国内公募 FOFs に 10%以上投資している上場等している外国投資信託証券がある場合には、規則第 17 条の 2 及び第 17 条の 3 の規定に従った信用リスクの対応は必要となります。
第 3 条 (2) カ		
2	1. 但書以降の規定について、下記確認させていただきたい。 ①日々基準価額が算出されている外国投信を組み入れる FOFs の場合には、当該 FOFs の中でデリバティブの管理が適正になされていれば、当該外国投信でのデリバティブ取引等の管理は任意でいいという理解でいいか？ ②公募の FOFs 自体ではデリバティブを行わない旨を定めている場合でも、投資先の外国投信について日々基準価額が算出されていれば、当該外国投信についてのデリバティブ取引等の管理任意で構わないという理解でいいか。 ③外国投信と同様私募の国内投信を組み入れている FOFs において、当該 FOFs でデリバティブ等の管理が適正になされている場合に投資先の私募の投資信託の基準価額が日々算出されていれば、当該私募投信の中で	→日々算出されている基準価額が外国投資信託証券のデリバティブのリスクを包含し、適正に当該リスクの変動が日々の基準価額に反映されている等の判断ができるのであれば、貴見のとおりと考えます。 →公募の FOFs 自体ではデリバティブを行わない旨を定めていても、投資先の外国投資信託証券でデリバティブを使用している場合には、公募の FOFs の管理方法として、組入れ外国投資信託証券を含めた管理(簡便法、標準的方式、Var 方式)は必要となります。公募の FOFs で管理をすることを前提として、その上で、投資先の外国投資信託証券のデリバティブの利用内容まで確認していくのかどうかについて、上述①の考え方を適用することは可能であると考えます。 →金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第 2 項により除外されていない私募の投資信託については、上述①の考え方によることとするのか、当該外国投資信託証券のデリバティブの利用内容を確認していくのか、国内公募の組入れの実

No	ご意見等	当協会の考え方
	<p>デリバティブ取引等の管理を行うのは任意でも構わないという理解でいいか。</p> <p>2. FOFs 以外の公募投信で組入れる外国投信については、組み入れ比率が 5%以下に制限されているが、同様にデリバティブ取引等の管理がなされている必要があるという理解で正しいか。</p>	<p>態に合わせて、個別に判断していく必要があるものと考えます。なお、金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第 2 項により除外されていない私募の投資信託は、公募のベビーファンドに投資される対象親投資信託(マザーファンド)と公募の FOFs に投資される投資信託となりますので、当該私募投資信託を発行する委託会社により、規則第 17 条及びこれに係る細則、ガイドラインに沿って適切に管理される必要があります。</p> <p>→貴見のとおりと考えます。</p>
<p>第 3 条 (2) ヨ</p>		
<p>3</p>	<p>下記について確認させていただきたい。</p> <p>①エクスポージャーがルックスルーできない場合には、たとえ、公募の FOFs での外国投資の組み入れ比率が 10%以下だとしても、当該外国投資の中で信用リスクを適正に管理する必要があるということになるか？公募の FOFs に組み入れられる国内私募投資信託も同様の考え方になるのか。</p> <p>②投資信託等の運用に関する規則第 12 条第 2 項に規定されているように、組み入れ比率が 5%以下であったとしても、信用リスクを適正に管理している外国投信であることが確認できなければ組入れられないということになるのか。</p> <p>③エクスポージャーがルックスルーできる場合には、公募の FOFs に組み入れられている私募の国内投信についても、当該外国投信と同様の考え方でもいいか。</p>	<p>→規則第 17 条の 2、第 17 条の 3 については、ガイドラインの管理方法まで含めたものが、ルックスルーによる管理と考えておりますので、当該外国投資信託証券が、公募の FOFs の純資産総額の 10%以下の運用であれば、その先のファンドのエクスポージャーまでを見に行く必要はないものと考えます。</p> <p>→上述①の回答と同様です。</p> <p>→本細則は、あくまで、外国投資信託証券の選別基準の取扱いを同様に取り入れるために規定しているものであり、公募の FOFs に組入れている私募の国内投資信託については、規則第 17 条の 2、第 17 条の 3 の規則(ガイドライン等を含む)の適用となります。</p>
<p>4</p>	<p>「信用リスクを適正に管理する方法としてあらかじめ管理会社又は運用会社が定めた合理的な方法」について、貴協会が制定された「信用リスク集中回避のための投資制限に係るガイドライン」に関連し、先般の規則改正も絡め改めてお伺いしたい。</p> <p>上記ガイドラインの「3. 管理方法の例」において、②の例では、組入れファンドにおいて既に信用リスク集中回避のための投資制限が適用されていることが確認できる場合はそれ自体で管理は完結し、以後の③および④の例にある「10%超組入れている(略)資</p>	<p>→貴見のとおりと考えます。なお、項番 3 ①の回答をご参照ください。</p>

No	ご意見等	当協会の考え方
	<p>産構成又はエクスポージャーの上限を把握する」ことや「(略) 遵守されているかを報告させる」ことは求められないと理解される。</p> <p>具体的には、UCITS 準拠ファンド等について、その約款及び現地法により「信用リスク集中回避のための投資制限」が確認でき、かつ現地法に基づく投資制限違反の適切な是正・開示が担保されると判断される場合には、②の例に従って管理を行うことができると考えているが、そのような理解で問題がないか。</p>	<p>→UCITS 準拠ファンド等については、例えば、EU 域内の国で設定された外国投資信託証券に関して管理会社等が UCITS に係る EU 指令に準拠した当該国の法令に基づく管理を行うことは基本的には「合理的な方法」と認められると考えますが、個別の外国投資信託証券毎の管理実態を確認する必要があることにご留意ください。</p> <p>なお、今回の規則改正について、日本証券業協会が参考に、関連する Q&A を作成しております。ご意見については、当該 Q&A 中の Q17 もご覧いただき、ご対応くださいますようお願いいたします。</p> <p>※平成 26 年 7 月 17 日付公表の「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正案等に対する意見募集の結果について」の「項番 60」において示している UCITS に係る当協会の考え方については、今回の意見募集の結果に関する上述の考え方が優先されることとなりますので、ご留意ください。</p>

*その他ご指摘頂いた箇所について、適宜、字句修正を行っております。貴重なご意見をいただきありがとうございました。